

## ヒューマンサービス学会誌に関する規程

### (趣旨)

第1条 ヒューマンサービス学会誌(本誌)は、ヒューマンサービス学会: **Japanese Human Services Society** (本学会) の機関誌として、ヒューマンサービスに関する学術的情報公開の場を提供することを主な目的とする。

第2条 投稿論文は、本学会の趣旨であるわが国におけるヒューマンサービスの理念と実践の深化発展および普及啓発に資することを目的とする

### (投稿資格)

第3条 本誌に投稿できるのは、以下である。

1. 筆頭著者は、本学会の会員に限る。
2. 共同著者に関してはこの限りではないが、本学会の会員であることが望ましい。
3. その他編集委員会が認めた者

第4条 投稿原稿は、他の出版物(国内外を問わず)に発表、または投稿されていないものに限る。

第5条 投稿に際して著者の論文への責任および著作権譲渡の確認のため、別紙の「投稿承諾書」に共著者全員の自筆による署名を提出しなければならない。

第6条 本誌に掲載された論文の著作権は、本学会に帰属する。

第7条 掲載された論文は、オンラインにて公開する。

第8条 利益相反の可能性がある場合は、本文中に記載しなければならない。

### (編集委員会)

第9条 編集委員会は本学会理事会によって選任された委員によって構成する。

### (査読)

第10条 投稿された原稿の査読を行うため、編集委員会は査読者を委嘱することができる。

第11条 原稿の採否は、2名の査読者からの意見をもとに、編集委員会が最終決定する。

第 12 条 編集委員会の意見をつけて修正を求められた場合には、1 か月以内に修正原稿を再提出しなければならない。

第 13 条 著者校正は原則として 1 回のみとし、誤字、脱字以外の文章、図表等の大幅な書き換えは認めない。

第 14 条 この規程に関するもののほか、学会誌に関して必要な事項は、編集委員会が別に定める。

(附則)

この規程は、2023 年 9 月 14 日から施行する。